

新居浜工業高等専門学校学生会部・愛好会技術指導コーチ制度実施要項

令和6年10月15日要項第1号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生会の部・愛好会（以下「部等」という。）に、当該部等の技術力向上を図るため、無報酬の技術指導コーチ（以下「コーチ」という。）を置くことができる。

(委嘱内容)

第2条 コーチは、独立行政法人国立高等専門学校機構により策定された「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」及び本校が制定した「新居浜工業高等専門学校の課外活動のあり方に関する方針」を遵守し、学生が顧問と協議の上で月間活動計画表を作成し、校長の承認を経て掲載された計画の範囲内において、日常の練習、大会等において専門的技術指導に当たるものとする。

(申請)

第3条 コーチの委嘱を希望する部等の顧問は、「技術指導コーチ委嘱依頼書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、コーチが署名した「確認書」（別紙様式2）と併せて、コーチの委嘱を希望する年度の前年度の1月末までに校長に申請するものとする。ただし、特別な事情により、この要項により難いと校長が認めた場合は、当該年度中の申請を認めることがある。

2 コーチの委嘱を希望する部等の顧問は、前項の申請を行うに当たり、委嘱対象となる者から、予め当該委嘱に係る内諾を得ておくものとする。

(許可)

第4条 校長は、前条第1項の申請があったときは、学生支援委員会の議を経て、コーチの委嘱の許可の判断を行うものとする。

2 校長は、コーチの委嘱を許可したときは、当該コーチに対し、顧問を経由して「委嘱状」（別紙様式3）を交付するものとする。

(委嘱期間)

第5条 コーチの委嘱期間は、当該年度内とする。

(配慮義務)

第6条 校長は、本校に所属する学生又は職員にコーチの委嘱を許可するときは、学生にあつては授業時間外で、職員にあつては労働時間外で、授業又は労働に支障を来さないよう配慮するものとする。

(技術指導日等)

第7条 コーチの技術指導日は、月間活動計画表に基づきコーチが対応可能な範囲で、顧問とコーチが協議の上、定めるものとする。ただし、コーチが技術指導を行う月間総技術指導日数は、1日の技術指導時間に関わらず15日を超えないものとする。

2 前項に定めるコーチの技術指導日は、月間活動計画表に掲載するものとする。

(技術指導時の特例)

第8条 コーチは、月間活動計画表に基づき、クラブ活動安全管理指導員（本校教員又は本校の業務委託先から配置され、本校のクラブ活動安全管理指導員室において顧問不在中のクラブ活動の安全管理に従事する者をいう。）又は顧問が配置されている場合に、校内において単独で技術指導に当たることができる。

2 前項の場合において、「クラブ活動マニュアル」の定めに従って、技術指導及び事故対応等を行うものとする。

(校外技術指導)

第9条 コーチは、対外試合等において学生の引率を行う顧問に同行している場合に限り、本校外における学生の技術指導に当たることができる。

2 対外試合等が校内施設で行われる場合の取扱には、前項を適用する。

(辞任の申出)

第10条 コーチは、自己の都合により学生の技術指導を辞退しようとするときは、顧問を経て、書面により、校長にその旨を申し出るものとする。

(委嘱の取消し)

第11条 校長は、コーチが本校において学生の技術指導を行うことが適当でないと判断したときは、委嘱を取り消すことができる。

附 則

この要項は、令和6年10月15日から施行する。

技術指導コーチ委嘱依頼書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

部・愛好会名 _____

代表顧問氏名（署名） _____

技術指導コーチから、下記のとおり専門的技術指導を受けたいので、許可願います。
なお、委嘱にかかる内諾を取得しておりますことを申し添えます。

記

委嘱期間	年 月 日 から 年 月 日まで						
	前期	定期指導計画	平日	曜日 時 分から 時 分（1日 時間、日間）			
			休日	曜日 時 分から 時 分（1日 時間、日間）			
			計	日 時間			
		練習試合 ・大会参加日数の計画	区分	本校及び市内	県内	県外	
			日数計				
	後期	定期指導計画	平日	曜日 時 分から 時 分（1日 時間、日間）			
			休日	曜日 時 分から 時 分（1日 時間、日間）			
			計	日 時間			
		練習試合 ・大会参加日数の計画	区分	本校及び市内	県内	県外	
			日数計				
技術指導コーチ	氏 名						
	住 所	〒 (連絡先) - -					
	経 歴						

確 認 書

私は、貴校の専門的技術指導（無償技術コーチ）の委嘱（令和 年度）を受けた場合は、下記の事項について遵守することを承知した上で活動することを確認します。

記

- 1 貴校の部活方針及びクラブ活動マニュアルの内容を承知している。
- 2 記の1の内容を遵守して部員の技術指導に当てる必要があることを承知している。
- 3 技術指導は、顧問が計画した範囲で行うことを承知している。
- 4 物品借用その他の要望がある場合の貴校窓口は顧問であることを承知している。
- 5 個人情報の取扱いは、顧問立ち合いのもと行い、漏えい等が生じないよう安全に管理しなければならないこと、及び、守秘義務があることを承知している。
- 6 貴校の方針により、技術指導の中止又は停止がなされる場合があることを承知している。

新居浜工業高等専門学校学校長 殿

年 月 日

部・愛好会名 _____

氏名 _____ 自署

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ ○ 殿

新居浜工業高等専門学校学校長

○ ○ ○ ○

あなたを、下記のとおり本校の専門的技術指導（無償技術コーチ）として委嘱しますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 専門的技術指導（無償技術コーチ）の範囲
「○○○○○部（愛好会）」の専門的技術指導（無償技術コーチ）
- 2 委嘱期間
令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）まで
- 3 遵守事項
令和○年○月○日付「確認書」の記の1から6を承知した上で専門的技術指導（無償技術コーチ）に当たるようにしてください。